共同研究契約書

記載例

公立大学法人富山県立大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、以下の契約項目表に掲げる共同研究（以下「本共同研究」という。）の実施に関し、次の各条のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

「契約項目表」

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．研究題目 | ○○酸の□□材料への応用研究 | | | | | | | | |
| ２．研究目的 | ○○酸を□□材料としての可能性を探求する | | | | | | | | |
| ３．研究内容 | ・○○酸の合成、分析と□□材料としての適応性評価  ・○○酸の工業的製造方法の確立調査  ・○○酸の△△成分の評価 | | | | | | | | |
| ４．研究担当者 | 区分 | 氏名 | | 所属・職名 | | | 本研究における役割 | | |
| 甲 | ○○　○○ | | 富山県立大学  工学部○○工学科　教授 | | | 新規酵素探索、酵素改変 | | |
| 乙 | ○○　○○ | | ○○㈱  化学品グループ  主任研究員 | | | 情報提供、サンプル提供 | | 派遣の有無 |
| 無 |
| ５．研究スケジュール | 令和３年４月：目標設定・計画　５月～８月：○○の調査  ９月～12月：○○の開発　令和４年１月～３月：評価 | | | | | | | | |
| ６．研究実施場所 | 甲 | 富山県立大学　○○学部　○○学科 | | | | | | | |
| 乙 | ○○㈱○○研究室 | | | | | | | |
| ７．研究期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで | | | | | | | | |
| ８．研究経費の負担  　　　　（税込） | 区　　分 | | | | | 乙 | | | |
| 研究経費 | | 直接経費 | | | ９０，０００円 | | | |
| 間接経費 | | | １０，０００円 | | | |
| 合計 | | | | | １００，０００円 | | | |
| ９．施設・設備 | 区分 | 名称 | | | 規格 | | | 数量 | |
| 甲 |  | | |  | | |  | |
| 乙 | 分析装置及び  同電源 | | | ○○社製  EAR100N | | | 一式 | |

乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用する場合に記入

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

⑴　「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第６条に従って作成される実績報告書において成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

⑵　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第７条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

⑶　「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

⑷　「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

⑸　知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

⑹　「通常実施権」とは、特許法、実用新案法及び意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法に規定する通常利用権、第１項第２号ロに規定する権利の対象となるもの、プログラム等に係る著作権及びノウハウについて実施をする権利並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。

⑺　「独占的通常実施権」とは、通常実施権のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾ができず、当該権利を許諾された者において独占的に実施及び実施許諾できる権利とする。

⑻　「専用実施権」とは、特許法、実用新案法及び意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法に規定する専用利用権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。なお、乙が希望する場合には、再実施許諾権付の権利とすることができる。

⑼　「乙の指定する者」とは、乙のグループ企業又は乙が生産若しくは製造を委託する者を指し、甲乙協議の上、共同出願契約又は実施契約等にて定める者をいう。

⑽　「競争的研究資金等」とは、次に掲げるものをいう。

　イ　自主的に研究テーマを設定して申請し、国、国が所管する独立行政法人又は財団法人等（以下「国等資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究資金

　ロ　国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約等が結ばれる研究費

（本研究にあたっての相互協力）

第２条　甲及び乙は、本契約の定めに従って、相互協力して本共同研究を実施するものとする。（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、表記契約項目表７.に記載のとおりとする。

（研究担当者）

第４条　甲及び乙は、それぞれ、表記契約項目表４．に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

２　甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を共同研究員として受け入れるものとする。

３　甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第１項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

（研究協力者）

第５条　甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の甲又は乙に所属する者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

（本共同研究の終了及び実績報告書の作成）

第６条　本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。本共同研究が終了した日を、以下「本共同研究終了日」という。

⑴　表記契約項目表２.記載の研究目的が達成又は実現されたと甲及び乙が合意したこと

⑵　表記契約項目表２.記載の研究目的の達成又は実現が不可能又は著しく困難であることが判明し、甲及び乙がその旨合意したこと

⑶　表記契約項目表７.記載の研究期間の満了

⑷　その他、甲及び乙が、本共同研究を終了させることに合意した日の到達

２　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究終了日後30日以内、及び本共同研究の研究期間中で必要と認められる時にとりまとめるものとする。

（ノウハウの特定）

第７条　甲及び乙は、本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする。

２　前項に従って特定されたノウハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。ノウハウを秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究終了の翌日から起算して５年間とする。ただし、ノウハウの特定後において必要がある時は、協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費の負担）

第８条　乙は、表記契約項目表８.に掲げる研究経費を負担するものとする。

（研究経費の支払）

第９条　乙は、表記契約項目表８.に掲げる研究経費を、甲の発行する振込依頼書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。振込手数料その他の納付費用は乙の負担とする。

（経理）

第10条　前条の研究経費の経理は甲が行う。

２　甲は乙から、前項研究経費の経理に係る書類の閲覧の申し出があった場合、閲覧の日程及び対象となる書類の範囲につき乙と協議の上これに応じるものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第11条　表記契約項目表８.に掲げる研究経費により取得した施設・設備・備品等は、全て甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第12条　甲及び乙は、表記契約項目表９.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

２　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から表記契約項目表９.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

３　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

（研究の中止又は期間の延長）

第13条　天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由による本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じた場合は、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は本共同研究の中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わないものとする。

（研究の終了等に伴う研究経費等の取扱い）

第14条　前条の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第９条の規定により納付された研究費の額に不用な部分が生じたときは、乙は甲に不用となった額の返還を請求できるものとする。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

２　甲は、前条の規定に基づく本共同研究の研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

３　甲は、本共同研究を終了したときには、第12条第２項の規定により乙から受け入れた設備のうち甲に所有権が移転していない設備を本共同研究終了日時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（知的財産権の出願等）

第15条　甲及び乙は、自己に所属する研究担当者又は研究協力者（以下併せて「研究担当者等」という。）が本共同研究の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否等について協議するものとする。

２　甲及び乙は、自己に所属する研究担当者等に帰属する本共同研究の実施に伴い得られた発明等（甲に所属する研究担当者等と乙に所属する研究担当者等により共同で得られた発明等を含む。）について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

３　前項の場合において、甲又は乙が、本共同研究の実施に伴い発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとする。

４　いずれかの当事者に所属する研究担当者等のみによって本共同研究の実施に伴い得られた発明等に関する知的財産権は、当該発明等を得た研究担当者等からの承継を受けた場合、当該いずれかの当事者に単独で帰属するものとし、当該当事者は、単独で、自己の判断に基づき当該発明等に関する知的財産権の出願等及び権利保全の手続きを行うことができるものとする（甲単独に帰属する知的財産権を以下「甲知的財産権」という。）。ただし、かかる出願等の手続きに先立ち、第１項の協議において、あらかじめ相手方に対して当該発明等が単独に帰属することの確認を得るものとする。この場合、出願等及び権利保全の手続きに要する費用（以下「出願等費用」という。）は、当該発明等に関する知的財産権の帰属する当事者が負担するものとする。

５　甲及び乙は、甲に所属する研究担当者等及び乙に所属する研究担当者等により本共同研究の実施に伴い共同で得られた発明等に関する知的財産権の承継を、当該発明等を得たそれぞれの研究担当者等から受けた場合、当該発明等に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）における甲及び乙の持分を定める共同出願契約を別途締結し、かかる共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。

（外国出願）

第16条　前条の規定は、外国における知的財産権の出願等及び権利保全等についても適用する。

２　甲及び乙は、共有知的財産権を外国において出願等を行うに当たっては、その要否及び対象国等について協議の上行うものとする。

（知的財産権の取扱い）

第17条　甲及び乙は、原則として、甲知的財産権及び共有知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）の出願までに、本件知的財産権の取扱いに関する契約を締結するものとする。

２　乙が本件知的財産権の譲受を希望し甲がこれに応ずる場合、本件知的財産権の一部又は全部を乙に有償で譲渡するものとし、甲及び乙は、本件知的財産権に関する譲渡契約を締結するものとする。

３　乙が本件知的財産権に関して独占実施を希望する場合、甲及び乙は、第19条から第23条までの規定に従うものとし、甲知的財産権に関する独占実施契約（専用実施権設定契約を含む）又は共有知的財産権の共同出願契約を締結するものとする。

４　乙が本件知的財産権に関して非独占実施を希望する場合、甲及び乙は、第19条から第23条までの規定に従うものとし、甲知的財産権に関する非独占実施契約、又は共有知的財産権の共同出願契約を締結するものとする。

５　乙は、第15条第１項の通知を甲から受け、乙又は乙の指定する者が当該甲知的財産権を実施しないと判断する場合には、速やかに甲に対して書面による通知を行うものとする。

（優先交渉権）

第18条　前条にかかわらず、乙は、本件知的財産権に係る実施、譲受又は実施許諾の形態を検討するために、当該本件知的財産権に関する技術面や事業面等からの検証・評価に時間を要する場合、当該本件知的財産権の実施、譲受及び実施許諾に関する条件交渉を甲と独占的に行うことができる期間（以下「優先交渉期間」といい、当該優先交渉期間中に乙が獲得する権利を以下「優先交渉権」という。）を甲と協議の上、設けることができるものとする。

２　優先交渉期間中に発生する本件知的財産権に係る出願等費用の一切は、乙が負担するものとする。

３　優先交渉期間は出願日から18か月を上限として設けることができるものとし、共同出願契約又は優先交渉期間設定契約において定めるものとする。なお、発明等の内容等を踏まえ、甲乙協議の上、優先交渉期間をあらかじめ延ばすことができるものとする。

４　優先交渉期間中に、乙が優先交渉期間の延長を希望する場合、甲に延長の申し出を行い、甲の同意を得た上で、書面にて優先交渉期間を延長するものとする。

５　乙は、優先交渉期間終了３か月前までに、第１項に定める検証・評価の結果を甲に通知するものとし、甲及び乙は、第19条から第23条までの規定に従い、優先交渉期間終了後の本件知的財産権の実施及び実施許諾に係る条件を決定するものとする。乙が優先交渉期間中に優先交渉権の放棄を希望する場合も同様とする。

６　前項により決定した条件に基づき、甲及び乙は、本件知的財産権に関する譲渡契約、優先交渉期間終了後の取扱いを定めた甲知的財産権に関する実施契約（以下「独占的通常実施権許諾契約、非独占的通常実施権許諾契約又は専用実施権設定契約」をいう。）、又は共有知的財産権に関する共有知的財産権取扱契約を、優先交渉期間内に締結するものとする。

７　優先交渉期間中に、乙が本件知的財産権を活用し収入を得ようとする場合、その取扱いにつき、あらかじめ甲乙協議し決定するものとする。

（甲による実施）

第19条　甲は、研究成果を、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持義務を遵守の上、甲が行う教育及び研究活動のために無償にて実施することができるものとする。

２　甲に属する発明者又は成果有体物の作製者は、甲の所属を離れた場合であっても、研究成果を、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持義務を遵守の上、教育及び研究の目的に限り、将来において所属する研究室（非営利研究機関に限る。）で実施することができるものとする。

（乙による非独占での実施）

第20条　乙又は乙の指定する者が共有知的財産権を非独占的に実施することを希望する場合には、乙又は乙の指定する者は、別途、実施料の支払い及び出願等費用の負担の有無、第三者に対する実施許諾の是非並びにその他の条件について甲と協議するものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第21条　甲は、乙又は乙の指定する者が本件知的財産権に関する独占実施に係る契約を締結した場合にもかかわらず、当該本件知的財産権を出願等した日の翌日から起算して３年経過後において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙又は乙の指定する者との間で締結している本件知的財産権に関する独占実施に係る契約を解除し、乙又は乙の指定する者以外の第三者に対し当該本件知的財産権の実施を許諾することができるものとする。ただし、当該独占実施に係る契約の締結に当たり、甲乙協議の上、異なる期間を定めることができるものとする。

２　乙が本件知的財産権に関して非独占実施を希望する場合、甲は、甲知的財産権について自由に第三者に対し実施の許諾をすることができ、また、共有知的財産権については当該共有知的財産権を出願等したときから、乙の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。なお、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならないものとする。

（実施料）

第22条　甲知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、乙は別に実施契約で定める実施料を甲に支払い、又は乙の指定する者をして支払わせなければならない。

２　共有知的財産権を乙若しくは乙の指定する者又はこれら両者が独占的に実施しようとするときは、乙は別に共同出願契約又は共有知的財産権実施契約で定める実施料を甲に支払い、又は乙の指定する者をして支払わせなければならない。共有知的財産権を乙又は乙の指定する者が非独占的に実施しようとするときは、第20条の協議の上、甲に対する実施料の支払いについて決定するものとする。

３　共有知的財産権を乙又は乙の指定する者以外の第三者に実施許諾した場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（出願等費用）

第23条　甲及び乙は、共有知的財産権（外国における共有知的財産権を含む。）の出願等費用に関して、以下のとおり合意する。

⑴　第18条で定める優先交渉期間中、及び乙が共有知的財産権に関して独占実施を希望する場合は、乙は出願等費用の一切を負担するものとする。

⑵　乙が共有知的財産権に関して非独占実施を希望する場合は、第20条の協議の上、出願等費用の負担割合について決定するものとする。

（持分の譲渡）

第24条　甲又は乙は、共有知的財産権に係る自己の持分を甲乙協議の上同意した者に限り譲渡できるものとする。

（プログラム等及びノウハウの取扱い）

第25条　本共同研究の結果生じたプログラム等及びノウハウの取扱いについては、第15条から第24条までにおける発明等の取扱いに準じるものとし、甲乙協議の上、別途決定するものとする。

(情報等の提供)

第26条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料及び研究試料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　甲及び乙は、前項に基づき相手方から提供を受けた研究試料について、相手方の書面による同意なく、本共同研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。また、甲及び乙は、研究試料について特段の扱いを希望する場合、別途協議の上、研究試料等提供契約等の締結を行うものとする。

３　甲及び乙は、あらかじめ返還を条件に提供された資料及び研究試料を、本共同研究終了日後速やかに相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第27条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い、相手方より開示又は提供を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に際して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、研究担当者等並びに自己に属する本共同研究の実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者（以下「秘密情報受領者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該秘密情報受領者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該秘密情報受領者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

⑴　開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

⑵　開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報

⑶　開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

⑷　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

⑸　相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

⑹　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書に掲げるものを除く。）を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　甲は、前２項の定めに関わらず、甲が競争的研究資金等に応募する目的において、乙の法人名、表記契約項目表１．に掲げる研究題目及び表記契約項目表８．に掲げる研究経費の金額を応募に必要な情報として応募先へ提供することができる。

４　前各項の規定は、本共同研究終了後も、５年間有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表）

第28条　甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し１か月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の20日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に開示、発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　本共同研究終了日の翌日から起算して２年間を経過した後は、公表希望当事者は、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持義務を遵守した上で、第２項に定める相手方に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

５　前項に定める期間が経過するまでであって、第１項から第３項までの手続きにより公表されるまでの期間は、研究成果を秘密情報として取り扱うものとする。

（契約の解除）

第29条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後14日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

⑴　相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約に違反したとき

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

⑵　銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合

⑶　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（反社会的勢力の排除）

第30条　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

⑴　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

⑵　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

⑶　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務　を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

⑴　前項第１号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

⑵　前項第２号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

⑶　前項第３号の確約に反する行為をした場合

３　甲又は乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

（損害賠償）

第31条　甲又は乙は、第29条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

（契約の有効期間）

第32条　本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

２　本契約の失効後も、第５条第２項、第６条第２項、第12条（第１項を除く。）、第14条（第２項を除く。）から第28条まで（第26条第１項を除く。）、第31条、本項及び第34条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第33条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第34条　本契約の準拠法は、日本法とする。

２　本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

　年　月　日

甲　　富山県射水市黒河５１８０

公立大学法人富山県立大学

理事長　　山　本　　修

乙　　東京都千代田区丸の内○―○

○○株式会社

代表取締役　　○○　○○　　㊞